

葛飾区介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領

平成16年 3月 9日
15 葛福介第10526号
高齢者支援担当部長決裁

(通 則)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第81号)、指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)、指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目 的)

第2条 本要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにサービス提供事業者から介護保険課へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

1 サービス提供による利用者のケガや死亡事故等(以下「ケガ等」という。)

(1) ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食、及び薬の誤与薬等で医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

(2) 事業者側の責任や過失の有無は問わない。

(利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。)

例 利用者間同士のトラブル、無断外出、交通事故等

(3) サービス提供には、送迎・通院等も含む。

2 感染症、食中毒、結核及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定

めるもののうち、原則として1・2・3・4・5類の感染症（ただし5類の定点把握を除く。）及びこれらに相当する指定感染症とする。

- 3 従業員の法令違反・不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
例 利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など
- 4 上記1、2及び3以外で、特に報告を求められた場合
- 5 その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

（報告事項）

第4条 報告事項は、下記のとおりとする。

- 1 報告日
- 2 事業所名、所在地、管理者名、電話番号
- 3 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、電話番号
- 4 事故発生時の状況
 - (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 事故の概要（考えられる原因等を含む。）
 - (4) 利用医療機関名
 - (5) 家族への連絡状況等
- 5 事故後の状況
 - (1) 再発防止への取り組み
 - (2) その他

なお、報告書の標準例は別紙のとおりとする。

ただし、本条における報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

（報告対象者等）

第5条 事故報告は、事故に関係する介護サービス利用者が、区内在住者（住所地特例者を含む。以下「区民」という。）である場合及び事業者・施設所在地が区内の場合とする。

（報告の手順）

第6条 報告書は、まず第一報を、第4条の1から4について速やか提出し、その後事故処理が済み次第、第4条5について、遅滞なく提出すること。

- 1 第一報
 - (1) 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、介護保険課に報告書を提出し、居宅介護支援事業所にも同様の報告書を提出すること。
 - (2) 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出すること。
- 2 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出すること。

(対応)

第7条 保険者は報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を図るものとする。

事故対応は、当該被保険者が区民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

所在地
事業者 名称
代表者氏名
連絡先
印

下記のとおり事故報告いたします。

利用者	フリガナ 氏 名				被保険者番号	
	住 所				要介護度	
	性 別	年 齢	歳			
事故の 概要	発生日時					
	概 要 (経緯)					
	原 因					
事故時 の対応	治療した医療機関名					
	治 療 の 概 要					
	家 族 へ の 連 絡					

事故後の対応	利用者の現況	
	再発防止に向けての今後の対応	
	損害賠償等の状況	

* 提出先 葛飾区福祉部介護保険課管理係 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
電話 5654-8246